

第4号様式（第10条関係）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	第1回武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会
開 催 日 時	令和元年7月1日（月） 午後5時30分 ～午後7時05分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：木村委員（座長）、榎本委員、押本委員、榎戸委員、大谷委員（副座長）、武内委員、江郷委員、草間委員、田中委員、小林委員 欠席者：宮崎委員 事務局：健康福祉部地域福祉課長、同課市民なやみごと相談係係長、同係主事、委託業者1人
議 題 等	1 委嘱書の交付 2 市長挨拶 3 委員自己紹介 4 事務局紹介 5 報告 (1) 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会設置要綱について (2) 武蔵村山市生活実態調査及び武蔵村山市ひとり親家庭等ニーズ調査について 6 議題 (1) 座長及び副座長の選任について (2) 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会に関する運営要領（案）について (3) 懇談会の進め方について (4) （仮称）武蔵村山市子どもの未来応援プラン構成案について (5) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：座長及び副座長の選任について 座長には木村委員を、副座長には大谷委員を選任した。 議題2：武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会に関する運営要領（案）について 原案のとおり決定した。 議題3：懇談会の進め方について 事務局から提示される素案のたたき台に対し意見を述べる方向で進めていくこととした。また、次回以降の懇談会の日程について、以下のとおり決定した。 第2回 令和元年8月1日(木) 午後5時30分から 第3回 令和元年9月26日(木) 午後5時30分から 第4回 令和元年10月31日(木) 午後5時30分から 第5回 令和元年11月28日(木) 午後5時30分から 議題4：（仮称）武蔵村山市子どもの未来応援プラン構成案について 計画の名称については、「武蔵村山市子どもの未来応援プラン」として進めていくこととした。 構成案については確定ということではなく、今後の検討に当たって、重点的に取り組むこと、不足している部分など意見交換しながら、必要に応じて修正していくということが確認された。 議題5：その他 特になし。

審 議 経 過  
(主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)

- 1 委嘱書の交付
- 2 市長挨拶
- 3 委員自己紹介
- 4 事務局紹介
- 5 報告
  - (1) 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会設置要綱について
  - (2) 武蔵村山市生活実態調査及び武蔵村山市ひとり親家庭等ニーズ調査について(事務局説明)

報告事項(1)について、資料1に基づき、懇談会の設置の目的、所掌事務、委員の構成及び委員の任期について説明した。

また、報告事項(2)について、昨年度、(仮称)武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定のための基礎資料を得るため、武蔵村山市生活実態調査と武蔵村山市ひとり親家庭等ニーズ調査を実施し、これらの調査結果を、それぞれ、資料2及び資料3のとおり報告書としてまとめた旨を説明した。

(質疑等)

なし。

議題1：座長及び副座長の選任について

(事務局) 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会設置要綱第4条第1項の規定により、正副委員長は、委員の互選により選任することとされている。

座長及び副座長の選任について意見はあるか。

意見がないようなので、事務局から、座長として木村委員を、副座長として大谷委員を推薦するがいかかがか。

(委員) 異議なし。(事務局) それでは、座長は木村委員に、副座長は大谷委員に決定する。

議題2：武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会に関する運営要領(案)について

(事務局) 本市では、個人情報など、非開示とすべき内容を扱う場合を除き、附属機関等の会議及びその会議録は公開することとしている。また、会議を公開することとした場合は、その運営要領を定めることとされていることから、この内容について決定をいただきたい(以下資料6により内容を説明)。(質疑等) なし。(座長) 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会に関する運営要領は、原案のとおり決定する。

(運営要領が決定されたため、傍聴者2人が入室した。)

議題3：懇談会の進め方について

(事務局) 子どもの未来応援プランの策定に関し、懇談会では、必要な事項を検討審議し、素案という形で市長に報告するという流れになる。このため、順次、事務局より素案のたたき台を提示し、意見をいただく方向で進めていきたい。また、懇談会とは別に庁内の関係部課長からなる同プラン策定委員会が組織されていることから、懇談会の意見は、策定委員会にも付議し、全庁的なコンセンサスを得ながら進

めたい。

(座長) 限られた期間の中で意見を集約していくこととなるので、このような方法で進めたいと思うが、いかがか。

(委員) 異議なし。

(事務局) 続いて、今後の円滑な開催のため、会議日程を決めたい。パブリックコメントなどのスケジュールから、以後4回開催したいと考えているので、協議をお願いします。

○協議の結果、次のとおり決定した。

第2回 令和元年8月1日(木) 午後5時30分から

第3回 令和元年9月26日(木) 午後5時30分から

第4回 令和元年10月31日(木) 午後5時30分から

第5回 令和元年11月28日(木) 午後5時30分から

議題4 (仮称)武蔵村山市子どもの未来応援プラン構成案について

(事務局) 構成案については資料8のとおりであるが、本プランに盛り込もうと考えている内容を章立てで示しており、現在第1章の一部を取りまとめたところである。具体的な内容については、次回以降の会議において提示していきたいと考えている。

まず、計画の名称であるが、現時点では仮称だが、「武蔵村山市子どもの未来応援プラン」としている。なお、サブタイトルについては、必ずつけるというものではないので、今後検討を進める中で、御意見をいただきたいと考えている。

名称に関しては、内閣府が「子供の未来応援国民運動」という名称で運動を開しているほか、今回のプランの策定に当たり交付される補助金の名称も「地域子供の未来応援交付金」とされていること、「貧困対策」という直接的な名称は、支援の対象となる方が抵抗感を覚えることも想定されるため、国が用いている「子どもの未来応援」という名称を用いたところである。

続いて、第1章「計画の基本的事項」、第1節「計画策定の背景」では、(1)として、子どもの貧困対策の推進に関する法律の目的及び基本理念を取り上げている。なお、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正法が本年6月19日に公布(未施行)されており、その部分は下線で表示している。

次の(2)地方公共団体の責務では、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正により、市町村にも計画の策定が努力義務化された旨を記載している。このため、子どもの貧困対策に関する大綱も今年度中の改定が見込まれていることから、改定された段階で差し替えを予定している(参考資料4の資料1参照)。

第2節「計画の性格と位置付け」については、今回の法改正により、子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことを踏まえ、法律に新たに位置付けられた市町村計画として策定すること、また、国の大綱や東京都の計画も勘案するとともに、市の関連計画等との整合・連携を図ることとしている。なお、市の関連計画との位置付けについては、今後整理していく。

「3 計画の期間」では、幼児期の教育・保育及び子育て支援の円滑な実施に関する計画である『子ども・子育て支援事業計画』が子育て支援課において策定中であり、当該計画と本計画は関連が深いことから、両計画の計画期間を合わせる事が妥当と考え、5年間を想定した。

「4 計画の対象」は、児童福祉法の対象とされる18歳未満の者を

考えているが、施策によっては20歳までを事業の対象としているものもあることから、今後検討していくものとする。

次の第2章では、本市の状況について記載することを考えている。ちなみに、資料5として「子どもの貧困と子どもの貧困対策について」まとめたものが、参考資料4の資料2として、国の有識者会議に提出された「子供の貧困に関する現状」を添付しているの、時間のある時にお目通しいたごき、今後の議論の参考としていただければと考える。

(以下、資料4により、生活実態調査等の結果を、東京都の公表値と比較するなどして、本市の状況を説明。)

第2章・第2節には、このような状況を記載する方向で考えている。

続いて、第3章であるが、こちらには、計画の基本的な考え方として、基本理念と基本目標、施策の体系について記載することを考えている。

また、第4章は、「施策の展開」としているが、ここでは、現在のところ、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策に沿った内容を記載する方向で考えている。

参考資料4の資料3以降には、国の子供の貧困対策の実施状況、子供の貧困対策に関する大綱に掲げられた25の指標の現状、子供の貧困対策に関する主な施策について添付している。国と基礎自治体では、取り組むべき内容に違いがあるが、子供の貧困対策に特化したものでないものも貧困対策として整理されているので、参考になるかと思う。こちらも、時間があるときに、お目通しいたごきたい。

また、資料の順序が前後するが、参考資料の3として、本市がまとめた子育てサポートリーフレットもあるので、併せて参考にしていただごきたい。

次の第5章については、計画の推進体制について、また、計画書の最後には、資料編として、本プランの策定経過などを記載することを考えている。

懇談会の進め方のところでも御説明したが、今後、順次、具体的な中身を詰めて、委員に御意見をいただきながら素案を作成していきたいと考えているので、よろしくお願ひする。

(委員) 子どもの貧困対策は、だれがすべきか(国か親か自治体か)ということが基本的な問題である。また、よく考えて素案をつくるべきで我々の責任も重いと考える。

教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、その他とたくさんあるが、国がやるべきこと、市がやるべきことを選択する必要があるのではないか。国のやるべきことまで入れても総花的にしかないのではないか。重点的に進めるものを選択して集中していかないと、まとまらないのではないかという懸念がある。

(座長) 事務局からはどうか。

(事務局) まず、計画の名称について、原案のとおり進めてよいか決定をいただければと思う。

(座長) 計画の名称について、意見はあるか。

特に意見がないので、名称は「武蔵村山市子どもの未来応援プラン」ということで進めていくということによろしいか。

(委員) 異議なし。

(座長) 構成案の内容についても意見があつたが、この枠組みで進めていくということによろしいか。

(事務局) 事務局から補足させていただく。構成案については、まだ具体的な内容の記載がない中で、委員から御意見をいただいたところだが、プランの全体像をあらかじめお示ししておいた方が今後の会議において委員も意見を出しやすいのではないかとということで、お示しさせていただいたものである。また、先ほど、施策の展開のところで御意見をいただいたところだが、参考資料4の政府予算案の資料に国の施策が示されているので御覧いただきたい。こちらは国の施策についてまとめられたものであるが、市としても、例えば、「教育の支援」については、放課後子供教室や地域未来塾を実施している。また「生活の支援」については、生活困窮者自立相談支援や生活困窮者家計改善支援などは、当課で対応している事業である。さらに、「保護者に対する就労支援」も当課で対応している。「経済的支援」については、市が直接、困窮世帯に対応するのは難しいが、「養育費等の取決めについて解説したパンフレットの離婚届書との同時交付」などは対応できるものと考えている。市としても、子どもの貧困に特化することなく、様々な子ども向けの施策がある中でそれらを整理するとともに、どういう施策が子どもにとって望ましいのか、また、それらの連携や継続なども考えながら整理していきたいと考えている。現段階では具体的な内容を示すことができていないため説明しづらいが、今後はしっかりとした素案を提示し、委員の方々から「これを重点的にやったほうがいい」というような御意見をいただきたいと考えている。今回は、あくまで計画の全体像ということで御理解いただきたい。

(座長) 構成案については確定ということではなく、今後、検討に当たり重点的に取り組むこと、不足している部分など意見交換しながら、必要に応じて市が修正していくということによいか。

(委員) 異議なし。

#### 議題5 その他

○ 情報提供として、委員から、「こども食堂パブリカ」の開設と社会福祉協議会への「地域福祉コーディネーター」の配置について、パンフレットの配布とともに説明があった。同会では子ども食堂からの相談対応や生活困窮世帯への食糧支援、不登校の児童生徒及びひきこもりの家族会の立ち上げ支援等を実施しており、サービスが必要な人に情報が届くようにしているとのことであった。

(委員) 資料がだいぶ多いが、配布された資料は毎回、会議に持参する必要はあるか。

(事務局) 開催通知の際に、必要な資料をお知らせするほか、委員の負担にならないよう、事務局で再度、資料を用意することも検討する。

(委員) 市内在住の子どもが対象ということだが、外国籍の子どもも対象とするのか、また、今回の調査には外国籍の子どもは入っているのか。

(事務局) 市立小・中学校の在籍児童・生徒が対象であり。外国籍の子どもも入っている。特別な施策を盛り込むかどうかは会議の中で議論いただきたいと考えている。

○ 初回の会議であり、議題終了後、各委員から会議の感想等の発言をいただいた。

以上

会議の公開・ 非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ( 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会に関する運営要 領の決定後に会議を公開した。 )	傍聴者： 2人
-----------------	--	---------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等： )
------------------	---

庶務担当課	健康福祉部 地域福祉課 (内線：155)
-------	----------------------

(日本工業規格A列4番)